

控訴審第12回裁判のご報告

令和5年1月18日
原発被害救済千葉県弁護士事務局

1 今回の裁判で陳述した主張書面と提出した証拠

(1) 当弁護士が提出した主張書面や証拠

★第29準備書面(2022年7月13日東電株主代表訴訟東京地裁判決の紹介と一審原告らの主張の補充)

○概要

- ① 2022年6月17日最高裁判決の後の同年7月13日に、東京地裁民事第8部(裁判長:朝倉佳秀)が言い渡した東電株主代表訴訟判決は、善管注意義務違反等を理由として、勝俣・清水・武黒・武藤の4名に対し、13兆3210億円の支払いを命じた判決である。

本件訴訟との関係において共通する争点は、以下の3点である。

- ㊦ 東電取締役が津波に対する安全対策の実施義務を生じさせるような過酷事故発生の予見可能性があったか否か(予見可能性の有無)
- ㊧ 取締役としての任務懈怠(主位的主張)があったか否か(任務懈怠の有無)
- ㊨ 被告らに任務懈怠がなかったと仮定した場合に本件事故の発生を回避し得たのか、すなわち、任務懈怠と本件事故の発生との間に因果関係が認められるか否か(因果関係の有無)

上記㊦に関し、上記株主代表訴訟判決では、長期評価の見解につき、以下のとおり判示した。

- 地震分野の全体を網羅した専門家が集まって議論し、一つの見解をまとめようとする場合は、その当時、地震本部以外は、わが国には存在しなかった。上記事実を照らせば、長期評価の見解が、単に一研究者の論文等において示された予測等と同視し得ないことが明らかであり、これらの点だけからしても、一定のオーソライズされた、相応の科学的信頼性を有する知見であった。
- 津波評価技術は、長期評価とは異なり、個別の地震が津波地震かどうか、個別の地域における地震の発生可能性や規模について評価を行うことが目的ではなかった。福島県沖日本海溝沿い領域に大きな地震・津波をもたらす波源の設定領域を設けておらず、当該領域において基準断層モデルの設定も行っていなかったことをもって、長期評価の見解の信頼性を否定する根拠とはならないというべきである。
- 長期評価の見解が中央防災会議専門調査会の報告に取り込まれなかったことについては、その判断がそのまま各地方自治体の防災対策に直結しており、各地方自治体に税金を原資とする支出を伴う防災対策を義務付けることとなる以上、検討対象地域やその被害の想定について、しっかりした根拠をもって示される必要があった。そもそも一般防災をも目的とする県の防災対策に反映されていないことをもって、それよりも格段に厳格な安全性が求められる原子力発電所の安全対策における知見に係

る信頼性が左右されるものではない。

上記④と⑤に関し、上記株主代表訴訟判決では、長期評価の見解につき、以下のとおり判示した。

- 本件事故前の福島第一原発においても、10m盤に遡上する津波の対策として、柏崎刈羽原発における措置と同様の具体的措置が講じられた可能性が高かったというべきである。非常用電源設備の高所配置については、相当の期間を要する大掛かりな工事となり、原子炉設置変更許可申請が必要となること等から、弥縫策として実施された可能性が高かったとはいえない。
 - 福島第一原発1号機～4号機において講じられたと考えられる建屋及び重要機器室の水密化は、建屋の水密化自体でも、本件津波の浸水を防ぐのに十分な措置であったといえる上、仮に建屋に浸水したとしても、さらに重要機器室の水密化によって浸水を拒むという多層的な津波対策となっていたことからすれば、津波が防潮板又は防潮壁を越流する事態や漂流物の衝突等の事態を想定しても、本件津波により電源設備が浸水することを防ぐことができた可能性が十分にあったと考えられる。
 - 本件水密化措置の計画・設計及び工事の完了までに要する期間については、防潮壁1年4か月・防潮板2か月・扉の水密化1年・貫通部の止水処理2年・機器ハッチの止水処理2年を超えない。並行して行われれば、合計2年程度である。
- ② 上記株主代表訴訟を踏まえ、一審原告らは更に、予見可能性につき、①津波評価技術に添付された資料においては福島県沖に波源は設定されていないが、地震学者等が議論した結果ではないこと、②三陸沖北部から房総沖にかけての日本海溝沿いでは、北部は付加体があるのに対し南部は付加体がないことを理由として福島県沖では津波地震が起らないとした議論は単なる仮説にすぎず、1677年延宝房総沖地震の存在や1992年ニカラグア地震のように付加体のない地域でも津波地震が起きており、仮説が否定されていることについて主張する。

また、結果回避可能性につき、①インド・マドラス原発の被水事故や②フランス・ルブレイエ原発事故の後にそれぞれ、建屋・重要機器室の被水対策が行われており、規制当局や原子力事業者には周知の事実であったことについて、強調して主張する。

★その他提出した書面

一審原告の個別損害第2準備書面

★提出した主な証拠

令和4年7月13日東電株主代表訴訟東京地裁判決

(2) 一審被告東京電力が提出した主張書面や証拠

★1審被告東京電力共通準備書面(10)(慰謝料増額事由に関する1審原告らの主張に理由がないこと)

○概要

- ① 令和4年6月17日最高裁判決は、「本件試算津波と同じ規模の津波による本

件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に侵入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高い」と判示している。

これは、東電の結果回避可能性がなかったことを明らかとし、東電が本件試算結果から導かれる合理的な津波対策を講じていたとしても本件事故を防ぐことができなかったことを認定したものである。

- ② その上、東電は、土木学会に専門的・科学的な検証を求めたり、社内に「津波対策ワーキンググループ」を設けてドライサイト対策の検討を進める等していた。

本件事故発生以前の東電による本件原発敷地における津波対策には、当時の科学的知見に照らして、その対応に過失があったと評価されるものではなく、一審原告らの慰謝料を増額すべき「対応の悪質性」に係る事情は認められない。

★提出した主な証拠

福島県作成「環境放射能測定結果(暫定値)」, 自治体の広報, 1審原告の方々に対する支払実績表

(3) 一審被告国が提出した主張書面や証拠

★第18準備書面

○概要

- ① 一審原告らが主張する結果回避措置は、福島第一原発事故の基本設計ないし基本的設計方針に関わる問題であるが、経済産業大臣は、実用発電用原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題につき、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により是正する権限を有していなかった。

- ② 仮に上記是正権限を有していたとしても、平成20年試算津波を超えて本件津波に至るまでの規模の津波のうち、どの程度の規模の津波がもたらす浸水であれば原子炉施設の電源が喪失し、原子炉の冷却機能が失われるかについては明らかとはいえないから、結局、予見の具体的な対象となる津波としては、現に電源喪失をもたらすような津波、すなわち「本件津波と同等の津波」とせざるを得ない。本件津波は、長期評価の見解を踏まえて試算された平成20年試算津波と比較しても、その規模・到来の方向等が全く異なるものであり、仮に平成20年試算津波を予見することができることを前提とするにしても、そのことから直ちに、本件津波と同等の津波を予見することができるということにはならないから、本件津波と同等の津波の発生・到来に係る予見可能性を認めることはできない。

仮に予見の具体的な対象を福島第一原発の敷地高であるO. P. +10mを超える津波の発生・到来であるとしても、長期評価の見解は、地震・津波の専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されるような知見とはいえず、その科学的信頼性は、津波評価技術に匹敵するものではなかったから、国にかかる津波の予見可能性は認められない。

- ③ 平成20年試算結果は、敷地南側が敷地高さを超え、敷地東側では敷地高さ

を超えない結果となった。つまり、福島第一原発の主要建屋の敷地高さを超える津波が、敷地東側から到来することを予測できなかった。平成20年試算津波に対する防護措置として防潮堤を設置しても、福島第一原発の敷地南側周辺を中心に、平成20年試算津波を阻止可能な範囲で設置されるにすぎない。したがって、多方面から到来・侵入し、かつ、流況も異なる本件津波による本件事故の発生を阻止することはできなかった。

平成20年試算津波に対し、防潮堤の設置に加えて「タービン建屋の水密化」及び「重要機器室の水密化」等の措置を講じたとしても、本件津波の波力や自動車等の漂流物との衝突によって水密機能が失われる結果、タービン建屋及び重要機器室等への本件津波の侵入を阻止することができず、本件事故の発生を避けることはできない。

本件事故前において、主要建屋の敷地高を超える津波対策として、当時の科学的・専門技術的知見に照らして、ドライコンセプトを放棄して原子炉施設の水密化のみによって対処する手法や、原子炉施設の一部の主要機器のみの水密化によって対処する講じる手法が確立されていたわけではない。建屋等の全部の水密化の措置が技術基準に適合していると判断することができるだけの科学的・専門技術的知見もなかった。これらのことからすれば、防潮堤・防波堤等の設置によりドライサイトの維持が確認されれば技術基準に適合していると判断することになる一方、水密化のみを講じる手法、又は防潮堤・防波堤等の設置により防ぎきれない浸水等を水密化の措置で補完するという手法をもって、不適合状態の解消を判断することはできない。これらを期待して技術基準適合命令を発令するなどということを期待することはできなかった。

- ④ 原子炉施設の津波対策に係る規制権限の行使・不行使の判断に当たっては、専門分野の学識経験者等の科学的・専門技術的知見に基づく意見を尊重する必要がある。長期評価の見解の精度及び確度が十分でなく、その場合には規制行政庁に広範な裁量があることから、直ちに結果回避措置として津波対策を講じることまでは求められない。
- ⑤ 以上の点を踏まえると、本件で問題となる権利・利益の内容及び性質、被害の重大性等を斟酌しても、東電に対し防潮堤の設置や建屋等の水密化等の措置を講じるよう義務付けなかったことは、その許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとは認められない。

★提出した主な証拠

令和3年3月29日推進本部作成「海溝型地震の長期評価」・「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価」、試験研究センター作成ドアセットとサッシの性能研究

2 弁護団員による準備書面要旨の説明

3 今後の裁判の日程

第13回口頭弁論期日

令和5年4月19日14時

以上